

(書式1-6)

## 新設分割に反対する株主からの通知書

### 通知書

前略

私は、貴社の株式〇〇株を有する株主です。

平成〇〇年〇〇月〇〇日開催予定の貴社臨時株主総会について、貴社より、臨時株主総会招集通知書を受領しましたが、同株主総会における第〇〇号議案「会社分割の件」につき、貴社の〇〇部門を分割し、新たに設立する△△△△株式会社に承継させるという内容について、私は反対の意向であります。

よって上記株主総会に先立ち、本書面をもって、上記第〇〇号議案について反対の意思を通知致します。

草々

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号  
〇〇〇〇

○ ○ 市 ○ ○ 町 ○ 丁 目 ○ ○ 番 ○ ○ 号

○ ○ ○ ○ 株 式 会 社

代 表 取 締 役

○ ○ ○ ○ 殿



A s a h i C h u o



## 解説

### (会社分割)

会社分割とは、会社の営業の一部ないし全部を分割し、他の会社に承継させることをいう。

このうち、新設分割とは 1 又は 2 以上の株式会社又は合同会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割により設立する会社に承継させることをいう（会社法第 2 条第 30 号）

### (新設分割承認の株主総会特別決議)

株主総会における新設分割契約書の承認決議には、原則として総株主の議決権の過半数ないし定款に定める議決権の出席を要し、かつ出席議決権の 3 分の 2 以上の賛成を要する。（会社法第 783 条第 1 項、会社法第 309 条）

新設分割が会社の営業を他の会社に承継させるという重大な効果をもたらすものであって、特に株主の承認を得る必要があるためである。

### (反対株主の株式買取請求権)

新設分割は、会社の営業や財産に重大な影響を与えるものであり、自身の経営判断によりこれに反対する株主を保護する必要性も否定できない。

そこで反対株主には、自己の有する株式について、会社に対し、かかる決議が無かつたら有したであろう公正な価格をもって買取ることを請求する権利が認められている（会社法第 785 条第 1 項）。

反対株主は、この株式買取請求権を行使する前提として、株主総会に先立ち、新設分割に反対する意思を書面で通知し、かつ、株主総会においても反対しなければならない（会社法第 785 条第 2 項第 1 号）。